中高生PBLプログラム体験事業委託業務仕様書

# １．目的

山梨県デジタルトランスフォーメーション推進計画（以下「県ＤＸ推進計画」という。）では、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」を実現するためには、デジタル社会に必要なリテラシーを育むための県民向けの教育や学習が必要であるとしている。

本事業では、県ＤＸ推進計画のこうした方針に基づき、中学生から社会人までを貫く一連の取組の一環として、ＰＢＬ（Project Based Learning）プログラム実施を通して、デジタルスキルの効果的な活用方法及び他者と協働し取り組む姿勢を身に付け、将来の山梨県を担うイノベーション人材を育成する。

# ２．委託期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで

# ３．業務概要

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | ・県内の中学生、高校生でグループを作り、地域課題を設定し、デジタルスキルを用いた解決方法を考案する、世代を超えたグループワークを実施する。・グループワークで練ったアイデアを、デジタルスキル（スマートフォンアプリ開発、Webデザイン、映像作品作成等）で形にし、発表する。・１週目は、デジタルスキルを学ぶ。２週目は課題設定を行い、デジタルスキルを活用して情報収集、整理・分析等を行う。３週目に中間発表を行い、フィードバックを受け、成果発表に向けて、まとめ、準備を進める。４週目は仕上げの作業を進め、最終日に成果発表会を行う。・各グループの発表動画、成果物を、ホームページ等を通じ、県内中学・高校や、各市町村行政機関に発信・周知する。 |
| 参加対象 | 山梨県内に在住し、県内の中学校・高等学校に在学している生徒 |
| 参加人数 | ２５名（５名×５グループ）、参加者は山梨県が募集し、９月末までに決定する。 |
| スケジュール | 企画準備期間令和５年８月～９月ワークショップ実施期間令和５年１０月～１２月　10月14日(土),15日(日),11月4日(土),5日(日),　　　　　　　　　　　　12月2日(土),3日(日),23日(土),24日(日)7時間×8日間（休憩時間を含めず、土日連続開催×４週）効果測定期間令和５年１２月～令和６年２月報告書提出令和６年３月 |
| 形　態 | ・ワークショップ（発表会を含む）・オンラインフォロー　ワークショップ実施期間及び効果測定期間、適宜行う。 |
| スタッフ | コーディネーター２名（正副）、運営スタッフ２名以上、メンター６名以上 |
| 会　場 | 研修会場は山梨県が用意する。（山梨県総合教育センター（笛吹市）を予定。） |

# ４．委託業務内容

## （１）企画準備

ア　企画準備

・参加者自身が地域課題を設定することが本事業のねらいの一つであるため、参加者が設定すると予想される地域課題について、その発見を促すことができるように、できるだけ多くの地域課題について、受託者は独自に検討し支援できる体制を整えておくこと。

・検討する地域課題は、山梨県が直面している現実的なもの、かつ解決に結びつけられるものとし、受託者は各方面の関係者への聞き取り調査や文献調査を実施するなどして十分な知識を習得し、状況を深く理解すること。

・本事業全体の実施計画やワークショップで用いる講義スライド及び研修資料を県高校教育課と調整しながら作成し、計画すること。

イ　コーディネーター、運営スタッフ及びメンター

・受託者は、本事業の責任者としてコーディネーターを１名選出し、山梨県との打ち合わせ等の参加調整等本事業の全体調整を行うこと。また、これを補佐する副コーディネーター１名を置くこと。

・参加者の指導及びフォローアップのための運営スタッフ２名以上及びメンター６名以上（各グループに１名以上と全体統括１名以上）の配置に向けて準備すること。

・運営スタッフ及びメンターは、①ＰＢＬ（Project Based Learning）、②デジタルスキル（スマートフォンアプリ開発、Webデザイン、映像作品作成等）、③中高生とのコミュニケーションに関する、十分な知識・技能及び経験をもった人材を調達すること。

・運営スタッフ及びメンターに対しては、山梨県の課題への理解を深め、参加者を具体的にサポートするために必要な研修を、十分な時間をかけて実施しておくこと。

ウ　資料・機材

・本事業の資料・機材においては、山梨県に報告のうえ一切を準備し、参加者等に適切に共有すること。

・デジタルスキルを用いたコンテンツ開発のために必要な機材（ＰＣ等）を用意し、プログラム3週目から４週目は連続して参加者に貸与すること。

・デジタルスキルを用いたコンテンツ開発のために必要な通信環境に必要な機材（通信端末等）を用意すること。

## （２）運営

ア　運営

・参加者自らの興味や関心をベースに、地域課題を発見できるように促すこと。

・参加者の間、参加者とコーディネーター・運営スタッフ・メンターとの間で、より多くの交流が生まれるよう配慮すること。

・各グループからの提案が、参加者の思いや課題意識から逸れたり、デジタルスキル活用のみに矮小化したりすることなく課題解決に向かえるよう支援すること。

・ワークショップ実施期間の参加者の戸惑いや困惑、協働による不安などに寄り添い、支援できる体制を整えること。

・受託者と参加者のみの打ち合わせ、その他本事業に関わる活動（オンラインで実施するものを含む）を行う際は、日時及び場所、活動の内容等について、山梨県に報告すること。

イ　コーディネーター、運営スタッフ及びメンター

・受託者は、本事業の責任者、プログラムの講師進行役等としてのコーディネーター２名（正副）、参加者の指導及びフォローアップのための運営スタッフ２名以上及びメンター６名以上（各グループに１名以上と全体統括１名以上）を配置すること。

・プログラムの各段階（課題設定、情報収集、整理・分析、アウトプット開発）において、作業の方向性や進捗を確認し、参加者の伴走者として必要な支援を行うため、また、限られた時間で確実に成果を上げるため、コーディネーター、運営スタッフ及びメンターは、各回のワークショップ実施前に教育目標の確認や指導案の擦り合わせ等の事前準備、各回のワークショップ実施後に生徒による作業や自身の指導のふりかえり等の事後対応を実施すること。

ウ　オンラインフォロー

・最終日までに、課題解決策発表資料やデジタルスキル（スマートフォンアプリ開発、Webデザイン、映像作品作成等）のアウトプット等を確実に仕上げるため、開催日以外の特に技術面におけるオンラインでの支援体制を適切な期間実施すること。

・参加者の学業の妨げとならないよう、リアルタイムでのオンラインフォローの実施は放課後から午後９時までに限ること。ただし、メール等による支援はこの限りではない。

エ　発表会

・参加者が本事業で開発した成果物を発表するものとし、アドバイスやフィードバックにより、本事業での学びを深めることに資する視聴者・審査員を招聘すること。

オ　発表会後

・参加者が本事業で開発した成果物（スマートフォンアプリ、映像作品等）の実施や運用をオンラインフォロー等でサポートし、効果測定につなげること。

## （３）視察・効果測定・報告

ア　視察

・当該事業が山梨県における総合的な学習（探究）の時間や各教科のモデルケースとして位置づけられることを想定し、本県教職員の視察を受け入れること。

イ　効果測定

・スマートフォンアプリのダウンロード数、映像作品の再生回数等、定量評価できる項目を必ず盛り込むこと。

・ワークショップ参加者の習熟度や満足度を尋ねるアンケート等を実施し、定性評価できる項目を必ず盛り込むこと。

ウ　報告

・当該事業が山梨県における総合的な学習（探究）の時間や各教科のモデルケースとして位置づけられることを想定し、授業において横展開できるだけの詳細な記録や分析がなされた事業報告書を作成すること。なお、事業報告書の内容は山梨県と協議の上決定すること。

・事業の企画運営段階での検討事項、実施時の指導マニュアル、実施内容及び参加者の活動内容、事業実施に係る受託者所感については必ず記載すること。

# ５．委託業務報告書

山梨県は受託者から提出があった委託業務報告書について、内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定する。

* 人件費を委託料に含む場合は、人件費の単価の根拠、委託業務に関わった日数や時間、業務の内容がわかる資料を提出すること。

# ６．その他

（１）受託者は山梨県との密接な連携のもとに業務を進めること。

（２）受託者は適切な人員を配置し、誠実に企画運営に当たること。

（３）受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び本仕様書に明記していない事項は、山梨県と協議し、発注者の指示に従うこと。

（４）受託者は、本委託業務で知り得た情報や資料について第三者に漏洩してはならない。

（５）作業内容に疑義が生じたときは、山梨県はその都度状況の報告を求めることができる。

（６）受託者は、業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。